

「デモクラット起業家倍増プラン」の概要

☆積極的に新分野を開拓し、大幅な雇用増をもたらす新しい「起業家」の育成に重点！

KANRI(管理、官吏)型経済社会 ⇒ JIRITSU(自立、自律)型経済社会

(「技術」で「新規事業」をつくる！)

- 米国の SBIR(ハイテク中小企業の多段階支援制度)を日本に導入。ハイテクベンチャーのプロジェクト事業化・商業化を支援してベンチャー企業を育成。
- 産業の戦略的位置付け、標準化競争等に国家が積極的に関与していくために、

「経済競争力会議」を設置。

- 「医療・福祉関連分野」「人材・起業支援関連分野」など「新規事業・ベンチャー関連6分野+NPOセクター」

に対して重点的に技術・開発を徹底支援。

(「厚い支援」で「女性起業家」をつくる！)

◎女性起業家対策室を設置し、政府調達的女性起業家への割当を一定比率以上に。

◎女性起業家専門の貸付制度の創設、SOHOへの徹底支援。

(「教育」で「創業者」をつくる！)

- 国立大学教員も民間役員に。大学をベンチャー企業の誕生の拠点に。
- 起業家セミナー開催状況を職安でも情報提供し“失業者”を“創業者”に。

(「やり直し支援」で「セーフティーネット」をつくる！)

- 中小企業の「やり直し」を容易にする法整備、年金のポータブル化など中高年をターゲットにセーフティーネットを確立する。
- ベンチャーインキュベーター創設、投資事業組合支援で新規事業創造を支援。

(「規制撤廃」で「新産業」をつくる！)

- 経済的規制は原則撤廃。雇用増に通じる労働、情報通信、医療・福祉、土地・住宅などをまず重点に。
- 地方法人諸税、政策金融、外国企業誘致等の産業政策は地方自治体に全面委譲、地域をリードする企業を育成。

(「税・金融改革」で「成功者」をつくる！)

- 店頭登録市場、上場市場の抜本改革で直接金融から資金調達の途をベンチャーに。
- ストックオプション制度の充実、エンジェル税制の拡充で成功者には思い切った報酬を。

新規開業、新分野進出、SOHOによる
雇用創出を！

__新規事業・ベンチャー企業創造！雇用創出！__

「デモクラット 起業家倍増プラン99」の提唱(最終報告案)

民主党 雇用・新産業育成プロジェクトチーム

今、わが国は深刻な長期不況に陥り、国民は不安な気持ちで毎日を送っている。右肩上がりの経済成長、官主導の経済システム、年功序列・終身雇用制度が揺らぎ、日本経済の仕組みそのものが瓦解しつつある。失業者の増加はとどまるところを知らず、約300万人に達した。新しい産業の創造、新しい雇用の受け皿もできていない。

米国の開業率は、不況の中にあつた80年代後半も含め、一貫して12%を超える高い水準を維持してきた。特に93年以後、景気回復を背景に新規企業の設立が増加した。他方、わが国では、廃業率が開業率を上回る傾向が続いている。

多くの従業員を抱える大企業も最初は町工場や小さな商店としてスタートした。一人の起業家の誕生は将来大きな雇用を生み出す可能性を秘めている。民主党は、国民にビジネスチャンスが十分与えられ、容易に新規事業を起こすことのできる社会の建設こそが政治に課せられた最重要課題の一つであり、新しい雇用を生み、日本経済に活力を与え、長期の繁栄をもたらすものと確信する。

以下に「デモクラット起業家倍増プラン99」を提唱し、その実現に全力を傾注していきたい。

「デモクラット 起業家倍増プラン99」の基本理念と枠組み

(1) 日本でベンチャー企業、新規事業が生まれにくい要因

○労働力の流動性が低く、国民は創業より安定した所への「就社」を優先する。

○国民の横並び意識が強く、突出した個性や冒険を評価する土壌に欠ける。女性の社会進出を阻む要因が多く、女性が起業家になりにくい。

○起業を支援する専門家の層が薄い上に、起業のリスクが大きく、成功時の報酬は小さい。復活戦が厳しい中高年のセーフティーネットが確立していない。

○各省庁縦割りの施策ばかりで、効果の少ないこまごまとした対策が多過ぎる。

○ある程度成長した企業への政策が中心で、立ち上げ時への支援措置が手薄である。

(2)「デモクラット 起業家倍増プラン99」の基本理念・基本姿勢

表：従来の雇用労働・産業政策と「デモクラット 起業家倍増プラン99」の比較

項目	従来の政策	民主党の政策
目指す経済社会像	KANRI(管理、官吏)型の経済社会	JIRITSU(自立、自律)型の経済社会 (「自立」だけでなく、自己実現に通じる「自律」も重視)
評価される人間像	大企業、官庁など勤め先のブランドそのものを過度に評価。男性優位。	個性、才能を発揮し、新しい事業を起こす人を評価。女性をもっと評価。
重視する産業政策	既得権の擁護、衰退産業の保護。	自由・公正な市場づくり、個人の自立支援、新規事業・ベンチャー事業の育成
企業の成長ステージへの重点の置き方	(企業が成長してからの)ミドルステージ、レーターステージに重点を置き過ぎ	(起業前・起業時の)アーリーステージに重点を置いて徹底した支援・育成策を展開
主な政策手法	埋合わせの助成金・雇用保険や産業向け税・金融措置。	個人の教育・技能取得支援、資金調達・技術開発支援

民間部門の役割	中途半端な規制緩和、未だに官が市場を歪める	徹底した経済的規制の根絶、民間でできることは全て民間に
雇用移動・ライフサイクルへの対応	固定的な労働市場温存、新しいことを始めたり失敗からの立ち直りに冷たい対応	移動しやすい労働市場が前提、失業受入れ・やり直しをしやすいセーフティーネットづくり

1. 日本版 SBIR の確立を中心とする技術開発支援等

(1) 日本版 SBIR 制度(ハイテク中小企業の多段階支援制度)の確立

米国で行われている SBIR (Small Business Innovation Research: ハイテクベンチャー企業が提案する研究開発プロジェクトのうち、優れた商業化の可能性と開発リスクの高いプロジェクトの事業化を支援し、ベンチャー企業の育成を図ることを目的とした連邦政府による多段階の支援制度) 制度を日本でも実効ある制度として確立する。

表 米国 SBIR の全体像

応募条件 →	フェーズ_ →	フェーズ_ →	フェーズ_
従業員500名未満 米国企業 営利企業	FS(フィージビリティ・スタディ)調査 6か月 10万ドルまで補助	プロトタイプ(試作品)開発 24か月間 75万ドルまで補助	商業化 資金支援なし 政府市場提供

- 日本版 SBIR の創設にあたって、研究委託を行う各省庁・機関と連携しつつ、中小企業庁が全体を管理する。プログラム全体の管理、対外発信についても中小企業庁が責任をもって取り組む。
- 各案件の公募は担当する省庁・機関が行い、中小企業者はそこに直接応募する。但し、応募書類様式は中小企業庁において統一したものをつくる。

- 各省庁・機関は応募案件を審査し、委託先を選定する。選考からはずれた企業に対しては正当な理由を説明する。採択された企業情報は中小企業庁が集約して採択テーマとともに外部に提供する仕組みを確立する。
- 女性の株式保有率が一定率を超えるなど女性の関与が大きい企業については支援措置を講じるものとする。
- 選定された中小企業は研究開発を受託し、研究開発を始めることとするが、数年の継続事業として位置づける。受託した中小企業は研究成果を委託元である省庁・機関に対して報告し、研究活動は終わりとする。
- 研究開発に続く段階として、商業化段階への支援策を確立する。中小企業庁は、各省庁・機関から研究委託を受けた中小企業に対して、フォローアップを行い、企業の研究技術の商業化に対する支援を行うものとする。
- 現在、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」において、物品買入、工事の請負、役務提供に関して、政府が中小企業の受注機会の増大に努める旨が定められている。日本版 SBIR を実効ならしめるためには、「新事業創出促進法」の運用や官公需法の改正だけでは不十分であり、この仕組みを制度化するための新法を制定する。
- 米国と同様、日本版 SBIR 助成金を活用して開発された成果に関する知的所有権(特許権)は政府ではなく、これを開発した企業に帰属させる。政府は、一定期間は研究開発プロジェクトの企業秘密を外部に公表できないものとする。但し、政府の権利として、SBIR 助成金に対する成果に対しては、ライセンス料を払わずに利用できるものとする。

- (参考)98年12月に成立した「新事業創出促進法」について、政府は日本版 SBIR を創設と触れ回っているが、米国の SBIR や民主党が目指すものとは中身もかなり異なるものである。新事業創出促進法では、国が中小企業への研究開発の補助金等を増大するように努めること、そのための支出目標を作成することだけが記されているだけで、全く新しい仕組みをつくるものではない。米国の SBIR では、連邦政府の研究開発予算の2.5%を下回らないとの明確な規定がある。

(2)「経済競争力会議」(仮称)の設置

高度技術分野については、競争相手のほとんどが海外企業であり、政府の通商政策や貿易政策の失敗が産業・企業の命運を左右することさえあり得る。諸外国の政府調達制度、基準認証制度、ローカルコンテンツ規制、直接投資

規制、アンチダンピング規制等によって日本企業を衰亡に追い込む可能性もある。

こうした事態に対処し、産業の戦略的位置付け、標準化競争での支援等に国家が積極的に関与していくために、「経済競争力会議」(仮称)を設置する。現在、内閣に置かれ総理大臣が重要事項を諮り、かつ議長もつとめている「安全保障会議」にならって、組織をつくるものとする。総理以外の構成員には、大蔵大臣、通産大臣、外務大臣、経企庁長官等や民間人を充てる方向で検討を進める。さらに「経済競争力会議」内に、産業競争力の国際比較、日本がとるべき具体的な対策を議論・決定する専門家からなる小委員会を創設する。

- 米国のクリントン大統領は93年に「国家安全保障会議」(NSC)に並ぶ大統領直属の「国家経済会議」(National Economic Council)を創設した。対外経済政策の形成に関わっている。
- レーガン大統領の時代、ヒューレット・パッカード社のヤング社長を委員長とする「大統領産業競争力委員会」(the President's Commission on Industrial Competitiveness)を設置して、1985年1月、産業競争力を強化するためのシナリオなどを盛り込んだ、いわゆる「ヤングレポート」をとりまとめた。
- 小渕内閣も「産業競争力会議」の創設に取り組んでいるが、単なる政策提言・決定機関になる可能性が高い。われわれが目指す「経済競争力会議」は通商外交も含めて取り組む戦略的な機関である。

(3)「新規事業・ベンチャー関連6分野」の技術開発支援等

(政府の「経済構造改革行動計画」で想定されている新規・成長15分野)

「医療・福祉関連分野」「バイオテクノロジー関連分野」「生活文化関連分野」「都市環境整備関連分野」「情報通信関連分野」「航空・宇宙(民需)関連分野」「新製造技術関連分野」「新エネルギー・省エネルギー関連分野」「流通・物流関連分野」「人材関連分野」「環境関連分野」「国際化関連分野」「ビジネス支援

関連分野」「住宅関連分野」「海洋関連分野」

- 上記の15分野も勘案し、創業につながり、今後成長の可能性の高い「**新規事業・ベンチャー関連6分野+1セクター**」を定める。

__高齢社会に対応した介護対策等も含めた「**医療・医薬・福祉関連分野**」
__自己啓発・生涯学習・起業に関係する「**人材・学習・起業支援関連分野**」
__インターネットなどのマルチメディアを中心とした「**情報通信関連分野**」
__伝統基盤技術を生かし新時代の要請に応えた「**新ものづくり分野**」
__外食・インテリア・女性進出などに関連する「**ニューライフ関連分野**」
__地球環境対策からごみ対策までを包含する「**バイオ・環境関連分野**」
★市民運動の育成と新しい雇用増の要請に応える「**NPO セクター**」

これら分野に関連する国公立大学や研究機関における技術開発を徹底して支援するとともに、これら分野に参加する起業家、企業の経営安定・発展に資する金融・税制上の措置を図る。あわせて、既存分野の中からも新事業、新産業の創造につながるものについては技術開発等を積極的に支援していく。

(4) 新規産業が育つ地域のためのインフラ整備促進

知識集約的かつ新しいタイプの企業を誘致するため、旧来型の道路、港湾、工業団地などの土木型インフラに加え、新型のインフラ整備が急がれる。都道府県、市町村に包括補助金を交付し、地方公共団体が自由に投資事業を行い、住宅、医療、教育、情報通信関連のインフラを整備して、新規事業を誘致する地域づくりを支援する。また、地方自治体が外国企業の誘致についても積極的に行動できるよう、外国企業や外国人社員を受け入れられる地域をつくる環境整備を図る。

(5) 特許政策の拡充による先端的産業の育成

- 新産業創造、産業競争力強化を図るため、知的財産政策を産業競争力強化の重要な政策手段として位置づける。諸外国に比べて長くなっている権利取得期間の短縮のため、出願・審査請求件数を抑制することなく、審査水準を維持した上で審査期間が短縮されるよう特許庁の機能充実などを図る。
- 新産業の事業分野を中心に、特許法による保護対象範囲をネットワーク上での取引の対象となるプログラムなど新たな技術領域にも適用となるよう拡大する。裁判所における知的財産権の紛争処理が長期に及んでいることに鑑み、裁判所での知的財産権専門部の拡充、高い専門性を有する裁判官及び裁判所調査官の育成・増員等に加え、裁判所と特許庁との情報交換制度の整備、人的交流等を促進する。
- 米国では事実上特許の保護水準が引き上げられており、この格差により日本企業が不利益を被らないよう、わが国においても所要の措置を講じる。特許権等の保護の実効性を高めるため、損害の適正な算定のための計算鑑定人制度導入、特許権等の権利救済に資する訴訟手続等の整備等に取り組む。

2. 女性起業家への徹底支援

1. 新規事業開拓、企業経営は女性進出が最も遅れている分野であり、それゆえに女性の進出を積極的に支援すべきである。
2. 女性の持つ感性、発想を生かすことは新ビジネスの発展につながるものであり、女性起業家育成は将来大きな雇用を創出する可能性を有している。
3. 女性が起業するにあたっては男性に比較するとハンディーがあり、起業にあたっての機会均等を確立する必要がある。

以上の諸点に鑑みれば、女性起業家にターゲットを絞って支援策を講じることは社会的に重要な意義があり、こうした視点に立って以下の政策を実現する。

(1) 女性起業家に特化した支援策の充実

女性が起業するにあたって資金調達は男性以上に困難であり、金融機関が女性を敬遠すること等にも原因がある。こうした問題を解消するため、金融機関が融資するにあたり、性別だけで差別をしないよう環境を整備する。さらに、政府系金融機関の貸付制度、信用・債務保証制度などについて、女性を対象とした特別制度の創設や窓口開設等を進める。

(2) 政府調達における女性起業家への重点割当て

政府調達の一比率を女性起業家に与えるよう努めることとし、その責務を政府に課す仕組みを創設する。政府は女性起業家についてのデータベースを作成し、常時女性の起業家に関する情報を確認できるシステムを構築する。

(3) 女性起業家のネットワークづくり支援等

成功した女性起業家、金融機関、女性起業家を支援する企業・NPO、起業の準備をしている女性などを通じるネットワークづくりに資する環境整備を図る。ビジネス経験の浅い主婦などを企業で体験勤務させるインターンシップの普及を進める。女性の経済進出に伴うカウンセリング、女性のための起業家育成セミナーの開催等への支援を強化する。起業を軌道に乗せ成功させるためには、起業段階の適切なアドバイスがその成否を大きく左右すると言われており、女性起業家の支援者(メンター)の育成への環境整備を図る。

(4) 女性起業家対策室の設立等

女性起業家育成を専門的に扱う部門を行政府の中に置く必要がある。女性起業家対策室(仮称)をまず通産省内に設置する。政府調達の女性起業家への重点割当てを推進するためにも、各省庁すべてに女性起業家の担当者を必ず一人は配置するものとする。

(5) 女性起業家に重点を置いたSOHO支援の拡充

SOHOによる起業を目指す女性を重点的に支援する。SOHOに関する情報提供、ネットワークの構築を促進するための環境整備を図る。ワープロ、パソコン、インターネットの利用や開業についての自己投資に対して相談窓口を各地で開設する。

3. 個人の起業化を促す教育の確立

(1) 大学のベンチャー化推進・産学共同研究推進

- 自由な雰囲気があり、ベンチャー企業が育ちやすい私立大学を優先して、研究開発等での助成を推進する。大学が民間企業出身者、起業家経験者などの教官を多く採用するよう環境整備を図る。MBA(経営学修士)を授与し、アグレッシブな起業家予備軍を輩出するビジネススクールの創設を推進する。
- 国立大学の教員については、勤務時間外においては民間研究開発等に従事することは可能になったが、民間企業の役員に就任することは認められてい

ない。国立大学の教員にも、研究成果を事業に生かすため民間企業の活動により積極的に参加すること、サバティカル(研究休職)期間を活用できるようにすること、役員としても参加できることを可能にする規制緩和に取り組む。教育公務員特例法を改正し、特別規定をつくって、国立大学の重い扉を開き、教員の役員兼務を認め、大学をベンチャーの拠点にする。大学の教官がより積極的に特許を取れるようインセンティブを増やす。

- また、産学協同研究推進のため、「科学技術創造立国」に資する基礎研究技術開発等へ支援強化、産業界と大学教官・学生の交流促進、企業が大学等の特定公益増進法人に行った寄付金の損金算入制度の拡充等を図る。

(2)アントレプレナー(起業家)教育の促進

- 初等の段階からオリジナリティー、創造性を重視する教育の実施を目指し、起業、株式、マネー、会社の仕組みなどについて教える機会を確保する。欧米諸国において行なわれている小中高校生を対象としたアントレプレナー教育の推進を図ることとし、これに携わる非営利団体、経済団体等への支援を強化する。生徒が成功した起業家をはじめとする「ロール・モデル(職業選択のモデルとなる具体的人物)」と接触する機会を増やす。文科系と理科系を包含する学際的・総合的な教育体系の確立を図り、外国語、コンピュータ教育を拡充する。
- 以下の表(通産省資料)が示すように、大学における「起業家教育」への取り組みについての日米格差は歴然としている。「起業家教育」を大学・大学院における重要な項目と位置付け、文系・理系を問わず重要な単位とする。起業を希望する学生や社会人を対象とした「起業家養成講座」等を開設する大学や団体に対する公的支援を拡充する。

	米国	日本
初めて講座が開設された時期	1946年頃	1986年頃
講座を設置している大学の数	500校以上	約30校
専門過程を設置している大学院の数	78校以上	約5校

* 日本では99年には50校程度になる見込み。

(3)起業家教育の普及と職業教育訓練の充実

- 都道府県や中小企業団体などが関わる創業者支援研修等が各地で開催されているが、必ずしも勤労者を含む国民に実施状況が周知されているわけでは

ない。こうした研修等にできるだけ多くの国民が参加できるように、情報提供体制の整備等につとめる。

- 現行制度においては職業教育訓練はあくまでも勤労者としての技能・知識を習得させることが主目的であり、勤労者を起業家に育てるための体系的な訓練や動機付けが行われているわけではない。今後は、勤労者を起業に向かわせる施策に力を入れなければならない。職業訓練においても起業を促進する内容を充実するとともに、職安においては他で行われている起業家研修等の開催状況についての情報を求職者に提供する体制を確立する。
- 教育・訓練については、公共職業訓練所で提供する他、民間の職業訓練校に委託できることとする。財源は一般会計から拠出する。

(4) インターンシップ制度の充実

教育と社会をつなぐインターンシップ制度の育成を図る。大学等の学校が受入れ先を確保し、実習内容についても具体化して単位として認定する(あるいは単位取得の条件とする)本格的な仕組みを確立できるよう環境整備を図る。企業等に対しては、実習のプログラム・教材作成の支援、受入れ体制や学生指導のあり方についての相談等の援助を行うことにより、企業(特に中小企業、ベンチャー企業)等の負担を軽減する体制を整備する。学生の職業選択や職業生活設計にインターンシップの経験が生かされるよう、公共職業安定機関等において、関連する職業情報等の整備を進め、学校の職業指導と連携しながら、学生に対する相談・援助の充実を図る。

(5) 雇用保険被保険者である求職者に対する職業能力教育・訓練の強化

- 個々の求職者に対するきめ細かな職能評価、カウンセリングを強化し、必要な職業教育プログラムを組立てる制度を確立する。
- 公共職業能力訓練所において福祉、住宅・建設、情報通信関連のコースの定員を増加する。教育・訓練については、民間の職業訓練校に委託できることとする。また、職業実地訓練(OJT)を提供する事業主にも教育・訓練を委託できることとする。
- 求職者については、教育訓練給付制度(雇用保険の被保険者で職業訓練・教育を受講した者に対し20万円を限度に費用の助成を行う制度)が利用しやすいように、支給要件である被保険者期間が6ヵ月以上(現行は5年以上)の場合は支給できるようにする。

4. 起業家を育てる社会制度の確立

(1)ベンチャーインキュベーター等の創設

- 全国10ブロック(北海道、東北、北信越、中部、関西、中国、四国、九州、沖縄)の大学に「ベンチャーインキュベーター(孵化器)」を設置する。同時に政府の外郭団体としてベンチャー企業経営者、証券会社の上場担当者、海外のベンチャーキャピタリストなどから構成される「ベンチャー審査機構」と「インキュベーター基金」を設置する。
- ベンチャー企業を創業したいと思っている人はアイデアをベンチャー審査機構に提出し、審査機構の審査をパスした場合、ベンチャーインキュベーターの中に無料で事務所兼実験室を持つことができる。実際にベンチャー企業として立ち上がる際には、奨学寄附講座の委託経理金の弾力運用を含め大学が優先的に株を取得できるようにする。
- 政府全額出資のベンチャー基金にベンチャーキャピタルとしての役割を持たせる。出資するかどうかは基金の担当者とベンチャー審査機構のメンバーが共同で審査をするようにする。基金の額は100億円でスタートする。
- ベンチャー企業が公団住宅、都道府県等の公営住宅をインキュベーターとして手軽に利用できるように、空きが多いこれらの住宅について、一定の条件を満たした起業家や新規企業に対する家賃軽減制度を創設する。
- 1975年に設立された財団法人・ベンチャーエンタープライズセンター(事業の2本の柱はベンチャー等の債務保証と情報交流)の事業を活性化するために、関連予算を増額するなど支援策を強化する。

(2)子会社設立手続きの簡素化等の環境整備

現行制度において、100%子会社を設立する際には、総会決議や裁判所の検査役による検査等が必要となる。こうした現状を改め、子会社の現物出資・事後設立について、検査役による検査を不要にし、取締役会決議で行うことを可能にするとともに、子会社の定款記載の目的と親会社の定款記載の目的の整合性について弾力的な取扱いを行えるよう所要の措置を講じる。

(3)倒産法制の見直し、年金のポータブル化によるセーフティーネット確立等

わが国では、一度事業に失敗すると、再び新事業に挑戦するのが難しいだけでなく、その後においても厳しい人生を余儀なくされる実態が多い。現行法においては、破産、和議、会社更生、会社整理、特別清算の五つの破産処理が

ある。しかし、会社更正、会社整理の手続きは株式会社を対象とし、和議についても手続きを利用できる時期が遅すぎる、和議条件の履行確保に有効な手段が存在しない等の問題点がある。こうした事情に鑑み、労働債権の十分な確保を前提としつつ、倒産処理手続きを株式会社以外の法人にも広く適用されるようにするとともに、会社更生を簡易化し、会社整理及び和議を強化した中間的手続きの確立を視野に入れ、起業家の再起を容易にし、債務者保護や破産手続きの負担軽減等に資する法整備に取り組む。

また、とりわけ人生の「敗者復活」で不利な状況にある中高年に重点を置いて、起業した際のリスクを少なくするためのセーフティーネットの確立を図る。そのため、雇用保険制度の拡充、年金のポータブル化等に取り組む。

(4) 中小企業基本法の改正

多くの中小企業施策の対象となる中小企業の定義は、昭和38年に制定された中小企業基本法に規定されている。昭和48年の一部改正により中小企業の範囲が拡大されたもののその後25年経った現在まで、法の目的や中小企業の定義等の改正は行われていない。保護主義に通じる「中小企業の不利・格差是正」等の主旨を見直し、新規事業の源であり新時代を切り開く存在として中小企業を積極的・肯定的な存在と位置づけるとともに、経済規模の拡大や物価の上昇、商法等の改正などを勘案し、既に範囲を拡大しているその他の中小企業関連法を勘案しつつ、中小企業の範囲を思い切って拡大する。

表：中小企業基本法に定める中小企業者の定義

小規模企業者	・資本金 300 万円以下、または常時使用する従業員数が 20 人(商業・サービス業 10 人)以下の会社・個人。
中小企業者	・資本金 1 億円(卸売業 3000 万円、小売・サービス業 1000 万円)以下、 または従業員数 300 人(卸売業 100 人、小売・サービス業 50 人)以下の会社・個人。

表:その他の法律が定める中小企業者の定義

<p>中小企業信用保険法</p>	<p>ア. 卸売業 資本金 7千万円</p>
<p>中小企業金融公庫法</p>	<p>イ. 小売業・サービス業</p> <p>資本金 5千万円</p> <p>ウ. 政令特例業種の新設</p> <p>陶磁器製品製造業 900 人又は1億円以下</p> <p>ゴム製品製造業 900 人又は1億円以下</p> <p>織物の機械染色整理業 600 人又は1億円以下</p> <p>伸銅品製造業 500 人又は1億円以下</p> <p>旅館業 100 人又は5千万円以下</p> <p>ソフトウェア業 300 人又は1億円以下</p> <p>情報処理サービス業 300 人又は1億円以下</p>
<p>中小企業倒産防止共済法</p>	<p>ア. 卸売業 資本金 7千万円</p> <p>イ. 小売業・サービス業</p> <p>資本金 5千万円</p> <p>ウ. 政令特例業種の追加(陶磁器製品製造業等4業種については、すでに指定)</p> <p>旅館業 100 人又は5千万円以下</p> <p>ソフトウェア業 300 人又は1億円以下</p> <p>情報処理サービス業 300 人又は1億円以下</p>
<p>環境衛生金融公庫法</p>	<p>ア. 中小営業者 資本金 5千万円</p>

(5) 企業以外の新しい事業形態の育成

a. 投資事業組合の育成

わが国でも、米国のリミテッド・パートナーシップ(事業によってもたらされる収益を、あらかじめ取り決めた契約に基づき、ゼネラル・パートナーと、リミテッド・パートナーが分配するもの)をモデルとして82年に「投資事業組合」というベンチャーキャピタルファンドが導入された。さらに98年の11月に、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(投資事業組合法)」が施行され、わが国のベンチャー投資の法的枠組が整備された。(新法によって組合員の責任が出資金の範囲内に限定され、中堅の投資会社や個人でもファンドを立ち上げやすくなった)。さらなる税制上の優遇措置等を講じ、投資事業組合をさらに育成する。

b. NPOセクター拡大による新雇用の拡大

米国では全雇用者のおよそ1割をNPOでカバーするなど、新しい雇用の受け皿としても発展を続けている。わが国においても今後、NPOの発展が期待されている。抜本的な税制上の措置を講じるなど、NPOセクターの拡大につとめ、新雇用の拡大を図っていく。

c. SOHO支援による新雇用の拡大

円滑なSOHOの立ち上げを支援するため、雇用調整に際して会社と業務提携を締結して退職することができるよう環境整備を図る。ソフト開発、設計・デザイン、経理、PR文書作成、営業販売促進、貿易関係などの分野でのSOHO普及のため助成措置を講じる。また、SOHOにおいて最も重要なネットワークづくりのための強力な支援策を図る。

(6) 遊休土地等の利用促進

大規模工業団地、第三セクターの各施設・ゴルフ場用地、減反農地・耕作放棄団地など遊休土地等を起業家が用途開発などで自由に、安価に利用できるよう環境整備を進める。

5. 新規事業創造につながる経済構造改革の断行

(1) 経済的規制の全面的緩和・撤廃

新産業創造、新規事業の発展のためにも、大胆な経済規制撤廃・緩和が不可欠である。行政による規制の全面的撤廃・緩和、業界・団体による規制の是正、官の裁量の大きい事前チェック、参入規制、限定された参加者による談合を廃し、明確なルールとルール違反に対する厳格な事後チェックのシステムを確立する。とりわけ、住宅・土地、情報・通信・郵政、流通・輸入、食料品、運輸、エネルギー、金融、医薬品、介護・福祉、教育、農業、労働行政等に関する規制を速やかに撤廃・緩和する。

(補論)

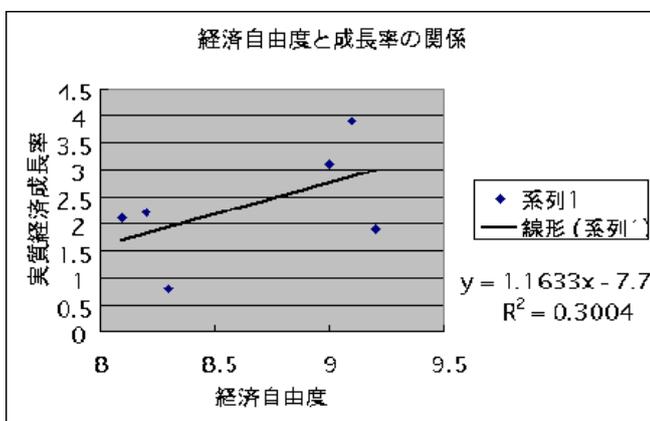
以下、一番目の表は主要国における80年代前半と最近の失業率をまとめたものである。断定はできないが、「規制緩和など経済構造改革に取り組んだ国」に「失業率の低下」の傾向を見ることができる。

二番目の表は、主要国の経済自由度と実質経済成長率をまとめたものである。経済自由度については、カナダの政治的中立・非営利の研究機関“The Fraser Institute”が1997年時点で各国について“Economic Freedom Rating”として採点したものを利用した。その下のグラフは各国の自由度と成長率の相関関係を示すものであり、自由度の高い国ほど高い経済成長を遂げている傾向が読み取れる。

国名:失業率の傾向	80年代前半の失業率	最近の失業率
米国: ↓	7.0%(80年)	5.0%(97年)
英国: ↓	11.5%(85年)	7.1%(97年)
ニュージーランド: ↑	2.2%(80年)*	6.1%(96年)
オランダ: ↓	11.9%(82年)	5.3%(97年)
日本: ↑	2.0%(80年)	4.3%(98年 月)
フランス: ↑	6.3%(80年)	12.5%(97年)
ドイツ: ↑	3.8%(80年)	9.7%(97年)

* ニュージーランドは90年代初頭に10%台を記録

	経済自由度	実質成長率(97年)
日本	8.3	0.8%
米国	9.1	3.9%
フランス	8.1	2.1%
ドイツ	8.2	2.2%
ニュージーランド	9.2	1.9%
英国	9.0	3.1%



(2)「ベストミックス型」への産業構造転換の推進等

「フルセット(自己完結)型」から、新規産業が生まれ成長する「ベストミックス型」への産業構造の転換を図りつつ、高度情報技術をはじめとする新技術の研究・開発、新産業分野の開拓、産業基盤の着実な整備、ベンチャービジネス支援等を推進する。株式公開企業の情報開示、社内監査制度の強化、企業役員の実任明確化など「コーポレート・ガバナンス」を確立するための必要な整備を図る。

(3)高コスト構造の是正等

わが国における企業の競争条件を改善するため、流通段階の競争阻害要因の排除をはじめとした各種規制の撤廃・緩和、公営企業体の経営合理化の徹底、共同配送の推進、リベートなどの商慣行の見直し等を図り、物流などに関わる内外価格差の是正、公共料金の国際的水準への引き下げを進める。

(4) 産業政策における地方への権限委譲等

- 地方の法人関係税、輸出入促進策、免税債発行、政策金融、外国企業の誘致など産業政策に関わる国の権限を地方自治体に全面的に委譲し、市区町村を中心とした地域ごとに自治体が自由な産業政策を展開し、地元経済をリードする中小企業を大胆に育成できる体制を確立する。さらに地方が独自の経済圏を構築し、中央集権の枠組みに縛られずに、アジアをはじめとした近隣の経済圏と自由な取引、交易を行ないボーダレス時代にふさわしいネットワークづくりを行えるよう環境を整備する。中心市街地活性化対策を充実し、商店街・モールへの新規参入を促進する。
- 新事業の創設にとって産業や関連する分野の集積が重要な意味を持つ。税制・金融上の措置等を講じ、関連の支援サービス産業も活発化し、新企業の参入を加速させ、地域の経済活性化が進んでいる地理的集中状態を図り、新産業クラスターの創設を支援する。情報化・国際化等に対応した企業を呼び込む新しい産業集積を促進するための環境整備を図る。とりわけ、外国からの留学生、企業、社員等が集まりやすい自由な風土をつくることにつとめ、インフラ整備、産学連携、投資家と起業家を結ぶ非営利組織の創設等を支援する。日本国内に海外から好条件で起業家を招致して、日本人となって定住することを奨励する「起業家移民政策」についても検討する。

6. 新規事業が生まれやすい証券市場・税制の確立

(1) 店頭登録市場、上場市場の抜本改革等

民主党は98年11月12日に「構造改革につながる『景気・雇用対策』」を発表して、店頭登録市場、上場市場の抜本改革を提言した。この直後、民主党の提言に応える形で、東京証券取引所は企業の株式上場基準を99年1月から大幅に緩和した。1. 配当基準を撤廃して無配企業でも上場可能にする、2. 一株あたりの利益基準をなくし、利益総額の基準も緩和する、3. 上場前の監査機関を短縮するが主な柱である。

こうした基準の緩和等を一層進めてより上場しやすい市場を創設するとともに、ベンチャー企業が店頭登録を円滑に行なえるよう、店頭登録市場の活性化を図る。売買気配の常時発表や、気配のスプレッドの適切な設定など、マーケットメイクの活発化につながる環境整備を図る。

米国などで年金基金の投入がベンチャー発展の一因にもなっていることに鑑み、わが国においても年金をベンチャーに柔軟に投入できるように所要の措置を講じる。

(2) 新規創業期の法人税軽減

新規創業期の法人税を一定期間軽減する制度を導入する。

- 立ち上げ(5年間)に限り、法人税率を軽減する。
- 立ち上げ(5年間)の累損を後年度に繰り越せるようにする。
- 法人事業税など地方税についても減免する。

(3) 新規分野への事業転換促進

既存企業が新分野に転換を図る際に、これを促進する実効ある税制措置及び財政支援措置を講じる。

(4) 一層のストックオプションの支援

わが国でも大胆な成功報酬を可能にするストックオプション税制が98年より4月が施行されているが、権利行使までの待機期間が2年となっていること、年間行使価額の最高額が1000万円となっているなど厳しい制限がある。ストックオプションを実効ある制度とするため、待機期間を1年に短縮する、年間行使最高限度額を3000万円に引き上げる等の拡充を図る。

(5) 創業者利得減税の拡充

ベンチャーを含めた中小企業が新規店頭公開する場合、2年以上株を保有していたもの(創業者等)に対しては、株譲渡益課税を半分とする。(通常分離課税20%を10%に半減させる)

このインセンティブによって、創業者を目指す人々を政府が重視している姿勢が示され、創業者育成が加速化される。

(6) 連結納税制度の導入

連結納税制度は、子会社所得を親会社所得に合算し、一本の形で納税するもので、OECD29か国中、18か国で実際に行われている制度である。この制度はわが国では導入されていない。

この制度が導入されると、企業が新設した事業部門を分社化しても税務上不利にならなくなる、というメリットがある。

持株会社解禁措置を有効にするために、連結納税制度を直ちに導入する。純粋持株会社の創立支援は新産業創造・雇用創出にも資するものといえる。（政府は2001年度から導入検討という消極的態度）

(7)エンジェル税制の拡充

1. 制度の概要

- 公開前3年間超保有した株式の譲渡益に係る譲渡所得の特例について、譲渡所得の圧縮率を1/2から大幅に拡大する。
- 現行のエンジェル税制の対象となる企業に投資を行う個人投資家(エンジェル)について、投資で生じた損失を一定の金額の範囲内で株式譲渡損と一般所得との損益通算を認める制度を創設する。

2. 改正により期待される効果

- 現在の譲渡所得圧縮率を大幅に拡充することによって、とりわけ創業者や当初からの支援者が事業に成功した場合の報酬を増やす効果があり、起業家を育てる環境の整備に資するものである。
- 平成9年度税制改正でエンジェル税制が導入された。個人投資家が、設立から5年以内のベンチャー企業などに株式投資して損失(キャピタル・ロス)が生じた場合でも、その後3年間にわたって所得税負担を軽減できることが主な柱となっている。しかし、他の所得とは通算できない。他の所得との通算が可能になれば思い切ってベンチャー企業に投資するインセンティブがさらに高まる。

(8)会社設立要件の緩和等

91年4月施行の商法改正で、最低資本金について株式会社は35万円から1000万円に、有限会社は10万円から300万円に引き上げられた。このことによって新規創業が困難になっているとの指摘もあり、株式会社については700万円、有限会社については200万円を目途に最低資本金の引き下げを図り、会社設立要件の緩和を図る。

また、新規企業は資本金が高くなり、中小企業政策の対象からはずれる傾向にあることに鑑み、中小企業基本法の見直しを視野に入れつつ、当面中小企業者の定義を拡大して新規企業への施策を重点的に行う。
